

○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（平成元年郵政省告示第四十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分が変更箇所）

改正案

現行

一 (略)

二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

一 (略)

二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備に係る送信時間制限装置の場合においては、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。

移動体識別用	音声アシスト用無線電話用	無線呼出用		無線電話用	用途	送信時間	送信休止時間
		デジタル方式	アナログ方式				
一秒 注 6	三〇秒	五秒 注 4	5 一五秒 注 4、	3、8、9	テレメーター用、テレコン トロール用及びデータ伝送用	三〇秒 注 1	二秒
〇・一秒 注	一秒	一秒	一秒	9 3、8、		二秒 注	二秒

移動体識別用	音声アシスト用無線電話用	無線呼出用		無線電話用	用途	送信時間	送信休止時間
		デジタル方式	アナログ方式				
一秒 注 6	三〇秒	五秒 注 4	5 一五秒 注 4、	3、8、9	テレメーター用、テレコン トロール用及びデータ伝送用	三〇秒 注 1	二秒
〇・一秒 注	一秒	一秒	一秒	9 3、8、		二秒 注	二秒

国際輸送用データ伝送用	一秒 注7	6
動物検知通報システム用	六〇〇秒 注10	一秒 注10

注1〜9 (略)

注10 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、表の値にかかわらず、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話（空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。）のものについては、通信方式が復信方式及び半復信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

- 1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）**動物検知通報システム用**、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半復信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。

2〜5 (略)

四 (略)

国際輸送用データ伝送用	一秒 注7	6

注1〜9 (略)

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話（空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。）のものについては、通信方式が復信方式及び半復信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

- 1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）**無線電話用**並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半復信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。

2〜5 (略)

四 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6| 動物検知通報システム用の無線設備（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）

六 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6| 動物検知通報システム用の無線設備

六 (略)